

伊南行政組合昭和伊南総合病院あり方検討委員会設置要綱

平成30年9月27日
伊南行政組合告示第6号

(設置)

第1条 昭和伊南総合病院（以下「病院」という。）の今後のあり方及び新病院建設に関して検討するため、昭和伊南総合病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を組合長に提言するものとする。

- (1) 病院が果たすべき役割、必要な機能、運営のあり方等に関する事項
- (2) 施設整備に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から組合長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 伊南行政組合議会議員及び関係市町村議会議員
- (3) 伊南地域住民
- (4) 関係機関
- (5) 前各号に掲げる者のほか、組合長が必要と認める者

(任期及び委員会の解散)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による提言の日までとし、任期の満了をもって、委員会は解散する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会において必要があるときは、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の設置並びに所掌事項、委員、その他小委員会の運営に必要な事項は、委員会の決定をもって定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合であつて、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨決定したときは、非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院及び伊南行政組合事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。